裁判員裁判１年

昨年５月 21 日に期待と不安の中で裁判員制度が施行されてから本年５月 20 日をもって満１年となった。これを機に、この間の静岡県内の施行状況を通覧してみる。

裁判員裁判の対象となる事件は、殺人、強盗致傷など一定の重罪事件であるが、県内の平成 15 年から 19 年の起訴件数は 58 件から 95 件の間で推移していた。ところが、この１年間の起訴件数は 29 件と大幅に賊少している。その内訳は、静岡地裁本庁が６件、沼津支部が 16 件、浜松支部が７件である。いずれにしても、事件の検挙率が大幅に減少しているとも聞かないし、検察官が起訴を控えることもあり得ないことを考えると、この原因についてはまったく不明である。

起訴された 29 件のうち、判決まで至った件数は、本庁３件、沼津支部８件、浜松支部３件の合計 14 件であり、起訴から判決までに要した期間は、最短が４ヵ月、最長が９ヵ月であった。これらの事件は公判が始まると３日ないし７日で判決に至っていることを考えると、公判前整理手続（公判審理を短時間で裁判員に分かりやすくするため裁判所において検察官、弁護人が公判に提出する証拠を整理、検討する手続き）に時間がかかっていることになる。

最高裁長官が記者会見においてこの点について苦言を呈しているところである。施行当初であり、裁判所、検察官、弁護人の不慣れも原因していると思われるが、裁判員裁判は重罪事件に限って行われるものであり、公判前整理手続を終了した後は証拠の提出が著しく制限されることを考えると、弁護人も検察官も公判に提出される証拠には互いに慎重な配慮をせざるを得ない。また、否認事件に至ってはなおさらのことである。判決まで８ヵ月、９ヵ月を要した事件はいずれも否認事件であった。従って、公判前整理手続終了までの時間の短縮はいたずらに急がせることをもって解決するのではなく、弁護人と検察官の

熟練と努力に委ねるべきである。

これまで県内で裁判員として裁判に関与した市民は、判決まで至った事件が 14 件であるから 14 件×6 人＝84 人ということになる。県内の統計資料にはいまだ接していないが、全国平均では 1 件につき 90 人程度の候補者が選ばれ、事前に 52.2％の人の辞退が認められ、残り 47.8％のうち選任手続期日に出席した人は 82.8％（ドタキャン率 17.2％）、そのうち手続当日に 32 人から 33 人の中から 6 人の裁判員が選ばれたということになる。この数字から見ると裁判所は辞退理由を比較的緩やかに適用しており、その上で 5 倍以上の中から 6 人裁判員が選任されているということになり、まずますの結果であると評価できる。また、報道で見る限り、これらの裁判員は真剣に事件に対峙してくれているとの印象を受ける。

その他、裁判員の守秘義務の問題について、わたしはそうは思わないが、裁判員が記者会見などでしゃべりすぎであるとの批判、性犯罪については裁判員裁判の対象とするかどうか被害者に選択権を認めるべきであるとの議論、量刑の問題、裁判所の裁判員に対する説示内容、裁判長の訴訟指揮などについてはいま少しの事例の集積を待って検討すべきであると思う。

【平成 22 年 6 月 3 日　静岡新聞　朝刊　掲載】